

○日田市有料広告掲載要綱

平成23年 1 月 25 日

告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の有形又は無形の資産を広告媒体として活用することで、市の新たな財源の確保及び経費の節減をし、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平27告示 5 ・ 令 4 告示130 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載をすることがふさわしいと認められるものをいう。

ア 市の各種印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の施設

エ その他市長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等から対価（役務等の提供を含む。以下同じ。）を得て、広告（次号に規定するネーミングライツを含む。以下同じ。）を掲載又は掲出することをいう。

(3) ネーミングライツ 市の施設等に民間企業等から対価を得て、当該企業名又は商品名等の愛称を付けることをいう。

(平27告示 5 ・ 令 4 告示130 ・ 一部改正)

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのある広告

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある広告

(3) 宗教的又は政治的色彩を有する広告

(4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法

律第100号) 第3条に規定する公職にある者も含む。) を推薦し、支持し、又はこれに反対する広告

(5) 社会的非難を受けるおそれのある広告

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれのある広告

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのある広告

(9) 市が推奨しているかのような誤解を招くおそれのある広告

(10) その他広告掲載として適当でないと市長が認める広告

2 前項に定めるもののほか、日田市有料広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)に抵触し、又は抵触するおそれのある広告

(広告の募集方法等)

第4条 広告媒体ごとに広告の募集方法、規格、枠数、広告掲載の料金等は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「広告申込者」という。)は、日田市有料広告掲載申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、広告申込者に対し、広告掲載の可否を判断するために必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の広告掲載の申込みを受けたときは、当該申込みの内容等の審査を行い、掲載の可否を決定し、日田市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は日田市有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を可とするものの決定を次に掲げる順位により行う。この場合において、同順位の広告申込者にあつては、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社又は公益法人

(2) 市内に事業所等を有する法人で、公益性を有すると認められるもの又はこれに類するもの

(3) 市内に事業所等を有するもの(前2号に掲げるものを除く。)

(4) 市外に事業所等を有するもの(第1号に掲げるものを除く。)

3 市長は、前項後段に規定する広告申込者が同じ月数を希望する場合は、抽選により決定するものとする。

（広告掲載の承諾）

第7条 前条の規定により、広告掲載を可とする決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、日田市有料広告掲載承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）及び広告原稿等を、市長が定める期限までに提出しなければならない。

2 広告原稿等は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 前項に定めるもののほか、広告主は、広告掲載の方法等について市長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

（広告掲載の料金の納付）

第8条 広告主は、前条第1項の承諾書に記載する納入期限までに広告掲載の料金を一括で納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、広告掲載の料金の全部又は一部を後納することができる。

（広告主の責務）

第9条 広告主は、広告掲載の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 広告主は、第三者から広告に関する被害の申立てがあったときは、自らの責務及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 広告主は、広告掲載をしようとするものが屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、大分県屋外広告物条例（昭和39年大分県条例第71号）に規定する許可を受けなければならない。

（広告掲載の内容の変更）

第10条 市長は、第6条の広告掲載の決定後、事情の変更等により広告の内容、デザイン等が法令に違反し、又は掲載基準に抵触し、若しくは抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期限までに承諾書の提出がないとき。
- (2) 入稿期限までに広告原稿等の提出がないとき。
- (3) 納入期限までに広告掲載の料金の納付がないとき。
- (4) 広告の内容が、掲載基準第6条から第11条までの規定に抵触し、又は抵触するおそれがある場合であって、広告主に対し広告内容の変更を求めても別に定める期間内に解消しないとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、日田市有料広告掲載取消通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

3 市長は、第1項第1号から第4号までの規定に該当し広告掲載を取り消したときは、当該取消しの対象広告主以外の広告申込者の中から、再度第6条の広告掲載の決定を行うものとする。

（広告物の撤去等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載をしたもの（以下「広告物」という。）の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主が、広告掲載期間終了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載の取消しを受けた広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、日田市有料広告掲載取下届出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載の料金の還付）

第14条 既に納付された広告掲載の料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告掲載を取り消したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載の料金は、広告掲載を取り消した月以降の納付済月額総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載の料金には、利子を付さないものとする。

(広告掲載をした広告媒体の寄附採納申込み)

第15条 広告掲載をした広告媒体の寄附を申し込もうとする者(以下「寄附申込者」という。)は、日田市有料広告掲載物寄附採納申込書(様式第7号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載をした広告媒体の寄附採納の決定)

第16条 市長は、前条の寄附採納の申込みがあったときは、経済的効果及び内容を審査し、採納の可否を決定し、日田市有料広告掲載物寄附採納決定通知書(様式第8号)又は日田市有料広告掲載物寄附不採納決定通知書(様式第9号)により寄附申込者に通知するものとする。

(審査委員会)

第17条 市は、広告主及び広告の内容の可否を審査し、又は広告全般についての意見を聴取するため、日田市有料広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員長は総務企画部長を、副委員長は企画課長を、委員は総務課長、環境課長、福祉総務課長、農業振興課長、文化スポーツ振興課長、都市整備課長及び教育総務課長をもって充てる。ただし、委員が前項に規定する審査又は意見聴取の対象となる広告媒体を所管する課長の場合は、その議事の議決に加わることはできない。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(平24告示70・平27告示115・平28告示20・平29告示26・令6告示41・令7告示59・一部改正)

(会議)

第18条 審査委員会の会議は、第6条の広告掲載の決定について疑義が生じた場合又は委員長が必要と認めた場合に招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、前条第1項に規定する審査又は意見聴取の対象となる広告媒体を所管する課長等を審査委員会に出席させ、意見又は説明を求めるものとする。

- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平27告示115・一部改正)

(庶務)

第19条 審査委員会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(平24告示70・平26告示24・平28告示20・平29告示26・令6告示41・一部改正)

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による要綱の規定は、施行日以後に広告掲載をした広告媒体について適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第70号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第24号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年8月18日告示第115号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第20号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第26号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日告示第130号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第41号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 告示第 59 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 25 日 告示第 105 号）

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

様式（省略）